

鹿嶋市看護師修学資金貸与条例施行規則

鹿嶋市規則第32号

令和5年12月22日

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿嶋市看護師修学資金貸与条例（令和5年条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(貸与の申請)

第3条 修学資金の貸与を受けようとする者は、市長が定める期間に、修学資金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、入学一時金の貸与を受けようとするときは、修学資金貸与申請書にその旨を記載するものとする。

(1) 応募理由書（様式第2号）

(2) 連帯保証書（様式第3号）及び連帯保証人の印鑑登録証明書

(3) 看護師学校に入学する意思を有し、又は在学することを証する書類

(4) 履歴書（写真を貼付したもの）

(5) 条例第2条第1号に掲げる要件を満たすことが確認できる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(貸与の適否の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、書面による審査のほか、必要に応じて面接等による審査を行い、修学資金の貸与の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による修学資金の貸与の適否を決定したときは、修学資金貸与承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(貸与契約)

第5条 前条第2項の規定により修学資金の貸与の承認決定の通知を受けた者（以下「貸与決定者」という。）は、遅滞なく、修学資金貸与契約書（様式第5号）により貸与契約を締結するものとする。

2 貸与決定者及び連帯保証人は、前項の貸与契約を締結するときは、同意書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(貸与の方法及び時期)

第6条 貸与する修学資金は、貸与決定者が指定した金融機関の口座に4月分から6月分までを6月に、7月分から9月分までを7月に、10月分から12月分までを10月に、1月分から3月分までを1月に振り込むものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 入学一時金は、貸与契約を締結後、速やかに前項の金融機関の口座に振り込むものとする。

(借用証書の提出)

第7条 修学生は、貸与期間が終了したとき、又は条例第9条の規定より貸与契約を解除したときは、直ちに貸与を受けた修学資金の全額について修学資金借用証書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第8条 条例第8条に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 貸与決定者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は法定代理人でなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 貸与決定者は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所の変更があったときは、直ちに連帯保証人変更届出書(様式第8号)に新たに連帯保証人となった者の印鑑登録証明書及び当該変更事由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(届出書の提出)

第9条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる届出書にその事由を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名(住所)変更届出書(様式第9号)

(2) 修学資金の貸与の辞退を申し出るとき 修学資金貸与辞退届出書(様式第10号)

(3) 退学し、又は除籍等の処分を受けたとき 退学等届出書(様式第11号)

(4) 留年し、休学し、又は停学の処分を受けたとき 留年(休学・停学)届出書(様式第12号)

(5) 前号の届出書を提出した修学生が進級し、又は復学したとき 進級(復学)届出書(様式第13号)

(6) 卒業したとき 卒業届出書(様式第14号)

(7) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第12条第5項に規定する看護師免許を取得したとき 看護師免許取得届出書(様式第15号)

(8) 看護師として市内の病院等に勤務を開始したとき 勤務開始届出書(様式第16号)

(9) 看護師として市内の病院等を退職したとき 退職届出書(様式第17号)

2 看護師の業務に従事する修学生は、毎年4月30日までに勤務状況報告書(様式第18号)を、市長に提出しなければならない。

3 修学生が死亡したときは、その者の相続人又は連帯保証人は、遅滞なく、死亡届出書(様式第19号)にその事由を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、届出をする者について市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(貸与契約の解除)

第10条 市長は、条例第9条の規定により貸与契約を解除したときは、直ちに修学資金貸与契約解除通知書（様式第20号）により、修学生に通知するものとする。

（貸与の休止等）

第11条 市長は、条例第11条の規定により修学資金の貸与を休止し、又は一時保留したときは、修学資金貸与休止（一時保留）通知書（様式第21号）により修学生に通知するものとする。

（返還方法）

第12条 修学資金の返還金（以下「返還金」という。）は、条例第12条第1項に規定する日を納期限とし、市の指定する金融機関等に納入しなければならない。ただし、条例第12条ただし書の規定により返還金を分割して返還することを認められたときは、次の各号のいずれかの方法により返還するものとする。

（1）年賦返還（毎年3月末までに均等返還するものをいう。）

（2）半年賦返還（毎年度上期及び下期に均等返還するものをいう。）

（3）月賦返還（毎月月末までに均等返還するものをいう。）

2 前項の規定にかかわらず、同項各号の方法により返還している場合においては、残りの債務を繰り上げて返還することができる。

3 市長は、第1項の規定による返還の方法を修学資金返還通知書（様式第22号）により修学生に通知するものとする。

（督促）

第13条 市長は、修学生が正当な理由なく納期限までに返還金を納入しないときは、納期限後20日以内に督促状（様式第23号）を発しなければならない。

2 前項の督促状には、督促状を発した日から起算して10日を経過した日を履行期限として指定しなければならない。

（連帯保証人に対する履行の請求）

第14条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の2第1号の規定により連帯保証人に対し履行の請求をするときは、連帯保証債務履行請求書（様式第24号）により請求しなければならない。

（返還の猶予の申請）

第15条 条例第13条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、遅滞なく、修学資金返還猶予申請書（様式第25号）に当該事由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、返還債務の履行の猶予の適否を決定し、修学資金返還猶予承認（不承認）決定通知書（様式第26号）により修学生に通知するものとする。

（期間の計算方法）

第16条 条例第14条の規定により看護師として勤務する期間の計算は、月数によるものとする。ただし、その月数に1月未満の端数があるときは、これを1月とす

る。

- 2 前項の場合において、当該期間中に育児休業、介護休業その他やむを得ない事由により勤務することができなかった期間（以下「育児休業等の期間」という。）があるときは、当該期間から育児休業等の期間の開始する日の属する月から育児休業等の期間が終了した日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、当該事由が業務又は通勤に起因する場合は、この限りでない。

（返還債務の免除の申請）

第17条 条例第14条の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（様式第27号）に、当該事由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請をする者について市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、返還債務の免除の適否について決定し、修学資金返還免除承認（不承認）決定通知書（様式第28号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿嶋市長 様

修学資金貸与申請書

下記のとおり修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

申請者	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
	在学中の大学又は 養成施設の名称等			
	現住所	〒	電話	
	帰省先の住所	〒	電話	
貸与希望期間	年 月から 年 月まで			
入学一時金	希望します。 / 希望しません。 (どちらかを○で囲む。)			
振込口座	金融機関名	店名	預貯金種目	口座番号

備考 「振込口座」欄に記載する口座の名義人は、申請者と同一であること。

鹿嶋市長 様

連帯保証人 住所
氏名 印
生年月日
電話
本人との関係

連帯保証人 住所
氏名 印
生年月日
電話
本人との関係

連帯保証書

下記の者が修学資金の貸与を受けたときは、その連帯保証人となり、鹿嶋市看護師修学資金貸与条例及び鹿嶋市看護師修学資金貸与条例施行規則の規定に従い、修学資金の返還の債務を履行することを保証します。

記

住 所
氏 名
生年月日

（添付書類）

連帯保証人の印鑑登録証明書

備考 申請者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち1人は、法定代理人とすること。

様

鹿嶋市長

印

修学資金貸与承認（不承認）決定通知書

年 月 日付で申請のあった修学資金の貸与については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認

貸与番号			
修学生氏名			
貸与金額	入学一時金	円	
	月額修学資金	円 (月額 円)	
貸与期間	年 月から 年 月まで		

2 不承認
理由

収入
印紙

修学資金貸与契約書

鹿嶋市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、鹿嶋市看護師修学資金貸与条例（令和5年条例第52号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、修学資金の貸与について、次のとおり契約を締結する。

（貸与）

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を貸与するものとする。

- (1) 貸与期間 年 月から 年 月まで
- (2) 入学一時金 円
- (3) 月額修学資金 月額 円

2 入学一時金は看護師学校に入学した年度に限り1回交付するものとし、月額修学資金は3か月分を6月、7月、10月及び1月に交付するものとする。

3 修学資金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

（貸与の休止等）

第2条 甲は、乙が留年し、休学し、又は停学の処分を受けたときは、留年し、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月の分から進級し、又は復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、乙が進級し、又はこれを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

（契約の解除）

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除するものとする。

- (1) 退学し、又は除籍の処分を受けて学生としての身分を有しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により修学資金の貸与を受けたとき。
- (5) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（返還）

第4条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の翌々の末日までに貸与を受けた修学資金の全額を返還しなければならない。

- (1) 貸与期間が終了したとき。
- (2) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (3) 看護師の免許を取得した後、直ちに市内の病院等に常勤の看護師（派遣労働者を除く。以下「常勤看護師」という。）として勤務しないとき。

(4) 心身の故障により、常勤看護師の業務に従事することができなくなったとき。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が経済的理由から前項の返還すべき日までに貸与を受けた修学資金の全額を返還することが困難であると認めるときは、乙に対し、貸与を受けた修学資金の貸与期間に相当する期間において年賦、半年賦又は月賦により均等返還させることができる。この場合において、甲は、乙が繰り上げて返還することを妨げない。

(期限の利益喪失)

第5条 乙が前条の返還を6か月以上怠った場合には、乙は、甲の請求によって期限の利益を喪失する。

(遅延利息)

第6条 乙は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額につき年パーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

(返還の猶予)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続している期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 看護師学校を卒業する日の属する年度に実施される看護師国家試験(以下「試験」という。)に合格しなかった者であって、市内の病院等で常勤看護師として勤務する意思を有し、かつ、当該年度の翌年度に実施される試験に合格し、看護師の免許を取得しようとする意思を有しているとき。
- (2) 常勤看護師として市内の病院等に勤務をしているとき(育児休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号の育児休業及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の育児休業をいう。以下同じ。)又は介護休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第2号の介護休業及び同法第61条第6項において読み替えて準用する同条第3項の休業をいう。以下同じ。)を取得しているときを含む。))
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金の返還が困難であると市長が認めるとき。

(返還の免除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、返還債務を免除することができる。

- (1) 修学生が看護師の免許を取得した後、直ちに市内の病院等に常勤看護師として勤務した場合において、引き続き当該病院等に勤務した期間(育児休業、介護休業その他やむを得ない事由により勤務することができないと市長が認める期間があるときは、当該期間を除く。)が当該修学生が貸与を受けた修学資金に係る貸与期間(修学生が入学一時金の貸与を受けている場合にあつては、当該修学生が貸与を受けた修学資金に係る貸与期間に1年を加算した期間)に達したとき。
- (2) 前号に規定する市内の病院等に常勤看護師として勤務している期間に業務上の事由により死亡し、又は重度の心身の障害を有することとなったため、常勤看護師として当該病院等に引き続き勤務することができないと市長が認めるとき。

2 前項に規定するもののほか、死亡、重度の心身の障害その他やむを得ない事由により修学資金の返還をすることが困難であると甲が認めるときは、返還債務（履行期が到来していない部分に限る。）を免除することができる。

（連帯保証人）

第9条 乙は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったときは、直ちに、規則第8条第3項に規定する連帯保証人変更届出書を甲に提出しなければならない。

（契約の履行）

第10条 前各条に定めるもののほか、乙は、条例及び鹿嶋市看護師修学資金貸与条例施行規則（令和 年規則第 号）の定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。

（疑義等の決定）

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲の指示するところによるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙及び連帯保証人が記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1
鹿嶋市長 印

乙 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

備考 連帯保証人の印鑑は、連帯保証書の印鑑と同一のものをすること。

同意書

鹿嶋市長 様

以下の者は、修学生に係る修学資金の貸与及び返還のため鹿嶋市長が必要があると認めるときは、修学生、修学生と同一生計を営む者及び連帯保証人の財産、収入、就労状況、市税等の納付状況及び居所等の各種調査について、市長が官公署、金融機関、雇主及びその他関係人等に調査を依頼し、回答を求めることに同意します。

年 月 日

修学生

フリガナ

氏名

印

住所

生年月日

年 月 日

連帯保証人

フリガナ

氏名

印

住所

生年月日

年 月 日

本人との関係

連帯保証人

フリガナ

氏名

印

住所

生年月日

年 月 日

本人との関係

備考 連帯保証人の印鑑は、連帯保証書の印鑑と同一のものをすること。

収入
印紙

鹿嶋市長 様

修学生 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

修学資金借用証書

鹿嶋市看護師修学資金貸与条例に基づき、下記のとおり修学資金を借用しました。

記

貸与番号									
借用金額		千	百	十	万	千	百	十	円
借用期間	年 月から 年 月まで (年 月から 年 月までを除く か月分)								
内 訳	入学一時金								円
	月額修学資金								円

備考 連帯保証人の印鑑は、連帯保証書の印鑑と同一のものをすること。

鹿嶋市長 様

修学生 住所
氏名

連帯保証人変更届出書

下記のとおり連帯保証人及び連帯保証人の氏名若しくは住所を変更したので届け出ます。

記

貸与番号		
新	フリガナ住所	〒 電話
	フリガナ氏名	印
	生年月日	年 月 日
	修学生との関係	
旧	フリガナ住所	〒 電話
	フリガナ氏名	印
	生年月日	年 月 日
変更年月日		年 月 日
変更事由		

備考 新連帯保証人は、印鑑登録証明書を添付すること。
旧連帯保証人は、連帯保証書の印鑑と同一のものを使用すること。
氏名又は住所を変更した場合は、変更を証する書類を添付すること。

鹿嶋市長 様

修学生 住所
氏名

氏名（住所）変更届出書

下記のとおり氏名（住所）を変更したので届け出ます。

記

貸 与 番 号		
新	フリガナ	
	住 所	〒 電話
	フリガナ	
	氏 名	
旧	フリガナ	
	住 所	〒 電話
	フリガナ	
	氏 名	
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 事 由		

備考 変更を証する書類を添付すること。

鹿嶋市長 様

修学生 住所
氏名

修学資金貸与辞退申出書

下記のとおり修学資金の貸与を辞退したいので申し出ます。

記

貸 与 番 号	
希 望 辞 退 年 月 日	年 月 日
辞退を希望する理由	

鹿嶋市長 様

修学生 住所
氏名

退学等届出書

下記のとおり退学した（除籍となった）ので届け出ます。

記

貸 与 番 号	
退学（除籍）年月日	年 月 日
上記のとおり相違ないことを証明します。	
年 月 日	
看護師学校の長 印	

年 月 日

鹿嶋市長 様

修学生 住所
氏名

留年（休学・停学）届出書

下記のとおり留年した（休学した・停学の処分を受けた）ので届け出ます。

記

貸 与 番 号	
留 年 期 間	年 月 日から1年間
休 学（ 停 学 ） 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 看護師学校の長 印	

年 月 日

鹿嶋市長 様

修学生 住所
氏名

進級（復学）届出書

下記のとおり進級（復学）したので届け出ます。

記

貸 与 番 号	
進 級（復 学）年 月 日	年 月 日
休 学（停 学）期 間	年 月 日から 年 月 日まで
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 看護師学校の長 印	

年 月 日

鹿嶋市長 様

修学生 住所
氏名

卒業届出書

下記のとおり卒業したので届け出ます。

記

貸 与 番 号	
卒 業 年 月 日	年 月 日

備考 卒業証明書を添付すること。

様式第15号 (第9条関係)

年 月 日

鹿嶋市長 様

修学生 住所
氏名

看護師免許取得届出書

下記のとおり看護師の免許を取得したので届け出ます。

記

貸 与 番 号	
看 護 師 籍 登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日

備考 看護師免許証の写しを添付すること。

鹿嶋市長 様

修学生 住所
氏名

勤務開始届出書

下記のとおり看護師として市内の病院等に勤務したので届け出ます。

記

貸与番号		
勤務職種	看護師	
勤務医療機関	名称	
	所在地	〒 電話
勤務開始年月日	年 月 日	
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 医療機関所在地 医療機関名 医療機関の長 印		

年 月 日

鹿嶋市長 様

修学生 住所
氏名

退職届出書

下記のとおり市内の病院等を退職したので届け出ます。

記

貸 与 番 号	
退 職 年 月 日	年 月 日
上記のとおり相違ないことを証明します。	
年 月 日	
医療機関所在地	
医療機関名	
医療機関の長	印

年 月 日

鹿嶋市長 様

修学生 住所
氏名

勤務状況報告書

下記のとおり 年3月31日現在の看護師の業務の従事状況を報告します。

記

貸与番号		
勤務職種	看護師	
勤務医療機関	名称	
	所在地	〒 電話
勤務期間及び月数	年 月 日から 年 月 日まで（ か月）	
勤務することができなかった期間があるときは、その期間、月数及び理由	理由	年 月 日から 年 月 日まで（ か月）
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 医療機関所在地 医療機関名 医療機関の長 印		

鹿嶋市長 様

相続人（連帯保証人）
住所
氏名
電話
本人との関係

死亡届出書

下記のとおり修学生が死亡したので届け出ます。

記

貸 与 番 号	
修 学 生 氏 名	
死 亡 年 月 日	年 月 日

備考 死亡診断書又は戸籍抄本を添付すること。

第 号
年 月 日

様

鹿嶋市長

印

修学資金貸与契約解除通知書

下記のとおり修学資金の貸与契約を解除したので通知します。

記

貸 与 番 号	
契 約 解 除 年 月 日	年 月 日
契 約 解 除 する 修 学 資 金	年 月 分 以 降 の 修 学 資 金
契 約 解 除 の 事 由	条 例 第 9 条 第 項 第 号 該 当

様

鹿嶋市長

印

修学資金貸与休止（一時保留）通知書

下記のとおり修学資金の貸与を休止（一時保留）したので通知します。

記

貸 与 番 号	
貸与休止（一時保留） 年 月 日	年 月 日
貸与休止（一時保留） する 修 学 資 金	年 月分以降の修学資金
貸与休止（一時保留） の 事 由	条例第11条第 項該当

様

鹿嶋市長

印

修学資金返還通知書

下記のとおり修学資金の返還理由が発生したので、その返還方法について通知します。

記

貸 与 番 号	
貸 与 を 受 け た 期 間	年 月 から 年 月 まで
返 還 債 務 額	円
返 還 免 除 額	円
返 還 済 額	円
返 還 未 済 額	円
返 還 事 由	条例第 1 2 条第 項第 号該当
返 還 期 日	年 月 末 日 まで
経済的理由により、分割返還を認めた場合 ※ 返還期間は、修学資金の貸与期間に相当する期間とする。	1 月賦返還 (毎月末日まで) (1 回目 円 2 回目以降 円) 2 半年賦返還 (毎年 月 及び 月の末日まで) (円) 3 年賦返還 (毎年 月 末日まで) (円) ※返還未済額を返還期間内における返還回数で割った額

備考 月賦返還の場合において、1 回当たりの返還額に 1 0 0 円未満の端数が生じたときは、当該端数を 1 回目の返済額に計上しています。

第 号
年 月 日

様

鹿嶋市長

印

督促状

鹿嶋市看護師修学資金貸与条例により貸与した修学資金について、下記のとおり未納となっているので督促します。同封の納付書を持参の上、指定の納入場所にて指定期限までに納入してください。

記

1 年度修学資金の返還金未納額

修学資金の返還金	遅延利息	合計
円	円	円

2 納期限 年 月 日

3 指定期限 年 月 日

連 帯 保 証 債 務 履 行 請 求 書	
第 年	月 日
様 鹿嶋市長 印	
下記の修学生が納期限までに納入しなくてはならない修学資金の返還金について、納期限が経過したため督促をしたところ、まだ納入していないので、連帯保証債務の履行を請求します。	
なお、連帯保証債務履行期限までに履行をしないときは、法令の定めるところにより強制執行等の手続をとることになります。	
記	
修 学 生	住 所 氏 名
債 権 名	鹿嶋市看護師修学資金の返還金
修 学 資 金 の 返 還 金	円
遅 延 利 息	円
合 計	円
納 期 限	年 月 日
連 帯 保 証 債 務 履 行 期 限	年 月 日
納 入 場 所	
そ の 他 必 要 な 事 項	

鹿嶋市長 様

修学生 住所
氏名

修学資金返還猶予申請書

下記のとおり修学資金の返還債務の履行の猶予を受けたいので申請します。

記

貸与番号		
貸与期間	年 月から 年 月まで (年 月から 年 月までを除く か月)	
返還債務の内訳	修学資金	遅延利息
金額 (A)	円	円
既返還額 (B)	円	円
残額 (A - B)	円	円
返還猶予申請額	円	円
返還猶予申請期間	年 月から 年 月まで	
返還猶予申請事由		

備考 申請理由を証する書類を添付すること。

様

鹿嶋市長

印

修学資金返還猶予承認（不承認）決定通知書

年 月 日付で申請のあった修学資金の返還債務の履行の猶予については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認定

貸与番号		
貸与期間	年 月から 年 月まで (年 月から 年 月までを除く か月)	
返還債務の内訳	修学資金	遅延利息
金額 (A)	円	円
既返還額 (B)	円	円
残額 (A - B)	円	円
返還猶予額	円	円
返還猶予期間	年 月から 年 月まで	
返還猶予事由	条例第13条第 号該当	

2 不承認理由

鹿嶋市長 様

修学生（相続人，連帯保証人）

住所

氏名

本人との関係

修学資金返還免除申請書

下記のとおり鹿嶋市看護師修学資金の返還債務の免除を受けたいので申請します。

記

貸与番号		
修学生氏名		
貸与期間	年 月から 年 月まで (年 月から 年 月までを除く か月)	
返還債務内訳	修学資金	遅延利息
金額 (A)	円	円
既返還額 (B)	円	円
残額 (A - B)	円	円
返還免除申請額	円	円
返還免除申請事由		

(裏面)

勤務医療機関	名称	
	所在地	〒 電話
勤務期間	年 月から 年 月まで	
勤務することができなかつた期間の有無, その期間及び事由	有 (年 月から 年 月まで) ・ 無 ()	
<p>勤務に関する記載については, 相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>医療機関所在地 医療機関名 医療機関の長 印</p>		

備考 免除事由に該当することを証明する書類を添付すること。

様

鹿嶋市長

印

修学資金返還免除承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった修学資金の返還債務の免除については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認

貸与番号		
修学生氏名		
貸与期間	年 月から 年 月まで (年 月から 年 月までを除く か月)	
返還債務内訳	修学資金	遅延利息
金額 (A)	円	円
既返還額 (B)	円	円
残額 (A-B) = (C)	円	円
返還免除額 (D)	円	円
今後の返還額 (C-D)	円	円
返還免除事由	条例第14条第 項第 号該当	

2 不承認

理由